

ポートアイランド処理場維持管理業務 その他全般に関する質問に対する回答書

NO.	文書名	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	質問の回答
1	要求水準書	5	1	(4)	①		修繕業務	「軽微な修繕」とは、各種設備の部分的な補修又は取替により、一時的な復旧又は短時間の機能維持を可能にするものとする。 とありますが、ここで言う軽微な修繕とは消耗品の交換により一時的復旧又は短時間の機能維持を可能にするものとの理解で合っていますでしょうか。	ご理解の通りです。
2	要求水準書	5	1	(4)	①		修繕業務	「軽微な修繕」とは、各種設備の部分的な補修又は取替により、一時的な復旧又は短時間の機能維持を可能にするものとする。 とありますが、ここで言う軽微な修繕とは足場の設置等高所作業となる修繕は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	高所作業となる場合でも、処理場に備え付けの作業台足場等を活用する事で対処できる箇所であれば実施頂く必要があります。 なお、作業が著しく困難な条件となる場合は、協議により市が外部発注することもあります。
3	要求水準書	5	1	(4)	①		修繕業務	「軽微な修繕」は、本業務の従事者が対応出来るものが対象であり、外部発注が必要な修繕は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、外部発注が必要かどうかについては都度協議頂く必要があると考えています。
4	要求水準書	5	2	(2)	1		受託者が調達するものの管理	薬品及びユーティリティ等（燃料、上水等）となっておりますが、等とは燃料、上水の他に何か含まれるのでしょうか。	要求水準書別添資料のIV. 維持管理業務作業要領、受託者が調達する薬品及びユーティリティ等（別表4）に記載の通りです。
5	要求水準書	5	2	(3)	1		貸与品の管理	管理簿により適切な管理を行うこととありますが、受託者が作成する管理簿との意味でしょうか。または委託者に雛形があり、それを使用するとのことでしょうか。 管理簿は提出物（年報等と同じく）となりますでしょうか。	管理簿の様式は定めていませんが、要求水準書の第2章第1節第12項2に記載の通り、本市が提出を求めた場合は速やかに応じて頂くよう願います。

ポートアイランド処理場維持管理業務 その他全般に関する質問に対する回答書

NO.	文書名	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	質問の回答
6	要求水準書	5	3	(4)	⑥		見学者対応業務	見学者対応業務とは、下表にお示しのある「本処理場の見学案内等を下記の要領に従い実施すること。」に対することが全てとなり、それ以外は要求水準範囲外との理解でよろしいでしょうか。	表は見学者に対する委託者と受託者の役割分担を示すものです。実際の見学内容については、GKP対応やマンホールカードの配布を含めて委託者からの指示及び協議によります。 なお、表に委託者側の分担となっている項目についても、要求水準書別添資料のIV. 維持管理業務作業要領第13項来往者への対応に記載している通り、対応の必要がある場合も想定されます。
7	要求水準書	5	3	(4)	⑥		見学者対応業務	要求水準書3(4)⑥見学者対応業務には、GKP対応は別との理解でよろしいでしょうか。	その他全般に関する質問に対する回答書No.6を参照ください。
8	参考作業要領書(別表1)	80	参考作業要領書1(別表1-1)	日常的な業務	4. その他の業務	10)その他委託者が指示する業務	上記以外の業務で、受託範囲内の必要と思われる業務	土日祝日を含むマンホールカードの配布対応は、必要と思われる業務に含まれますでしょうか？	その他全般に関する質問に対する回答書No.6を参照ください。
9	要求水準書参考資料(別添資料)	60	II	(8)	3.	エレベータ保守点検業務	保守点検対象設備概要	参考資料別添資料により、平成27年(2015年)に改修がされています。メーカーによる点検とした場合、一般的にはフルメンテナンス契約が主と考えております。点検業務に関して、貴市としてどの程度の点検をお考えでしょうか。	点検内容は要求水準書別添資料に記載の通りです。 内容はメーカーによるメンテナンスを指定するものではありません。
10	要求水準書参考資料(別添資料)	61	II	(8)	1.	(3)	エレベータ保守点検業務	メンテナンス方式はPOG方式とするので、記載されている消耗品類以外の交換部品が発生した場合は、別途精算と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、別途清算とするか、市が外部発注するかは協議によります。

ポートアイランド処理場維持管理業務 その他全般に関する質問に対する回答書

NO.	文書名	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	質問の回答
11	要求水準書 参考資料 (別添資料)	63	II	(9)	1.	空調設備保守 点検業務	点検対象機種	空調設備は型式が古く、メーカーの部品保有期間を超えています。点検の結果、部品交換などの作業が発生した場合は別途精算と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、別途清算とするか、市が外部発注するかは協議によります。
12	要求水準書 参考資料 (別添資料)	84	IV	1. 機械設備		5)沈砂池切替 及び排水(浚渫時)		沈砂池切替及び排水(浚渫時)2回/年以上とありますが、浚渫に関わる実施の判断・指示は貴市から行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	要求水準書 参考資料 (別添資料)	85	IV	範囲外の業務 (別表2)		1. 設備の定期点 検等		範囲外の業務(別表2) 1. 設備の定期点検等にエレベーター設備保守点検が含まれておりますが、別添資料(8)にエレベーター設備保守点検業務の記載があります。実施するとの認識でお間違いないでしょうか。	ご理解の通りです。 範囲外の業務(別表2)は誤記です。
14	委託契約 付加条項	5	第 20条				賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更	委託契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不相当となったと認めるときは、、、とありますが、その基準となるもの・変動率の設定はありますか。またそれらをお示しいただくことは可能でしょうか。	賃金又は物価の変動を判断する基準(物価指数等)は、契約後の協議により定めます。なお、基準(物価指数等)そのものに対する変動率の設定はありません。